

職訓発 0730 第 1 号

令和 8 年 7 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局

総務課訓練受講支援室長

(公 印 省 略)

災害救助法適用区域に居住する訓練受講者に係る職業訓練受講給付金の特例措置について

災害救助法が適用された災害に係る求職者支援訓練又は公共職業訓練等の受講生及び訓練実施機関の被災により職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の要件を満たすことが困難となる者等に対して、給付金の支給要件の取扱いを下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏なきよう特段の御配慮をお願いします。

記

1 出席要件について

災害救助法適用の災害により、訓練実施施設の一部が損壊する等の被害が発生し、災害発生以降の訓練等が休講となった場合については、給付金の支給単位期間における訓練実施日が減少し、開講日の受講日数だけでは出席要件を満たせなくなる場合が生じ得るため、本来であれば訓練等を受講して出席要件を満たせたであろう者が不利益を被らないよう、出席要件の算定にあたっては「災害の影響により訓練が休講となった日は、訓練に出席していたもの」とみなして取り扱うこととする。

なお、平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号「求職者支援制度の実施について」別添「求職者支援制度業務取扱要領」（以下「要領」という。）の職業訓練受講給付金支給申請書（様式 B-6（様式第 3 号））の⑮欄のみでは、訓練実施機関が記載する「＝印（取消線）」が、当初から訓練の実施が予定されていない日か災害の影響による休講日かの判別が困難であることが考えられるため、必要に応じ、給付金対象者が受講している訓練コースで休講が継続しているものについて、当初予定していた訓練実施日数が分かる訓練カリキュラム等の資料を労働局で取り寄せ、管下の公共職業安定所に情報提供すること。

2 「やむを得ない理由」(欠席理由)に係る証明書類の取扱いについて

(1) 災害救助法適用の災害により、やむを得ない理由に係る欠席等の証明書類を紛失した場合

要領 10042(2)リのとおり、災害救助法適用区域に居住する訓練等の受講者から、住居の浸水・倒壊等により、災害発生前におけるやむを得ない理由に係る欠席等の証明書類(以下「欠席証明書類」という。)を紛失した等の申し出があった場合は、欠席証明書類として罹災証明書又は被災証明書の提出を求めるものとする。

なお、罹災証明書等がただちに発行されない場合等は、当該状況に係る申立書の提出を求め、欠席証明書類として差し支えない。また、この場合、後日改めて罹災証明書等の提出を求める必要はない。

(2) 災害救助法適用の災害により、訓練等を欠席した場合

災害救助法適用の災害により訓練等を欠席した場合は、要領 10042(2)チ(ロ)及び(ヲ)aに基づくやむを得ない理由と取扱い、その証明については要領 10042(2)リ(ニ)のとおり、罹災証明書や被災証明書等としているが、罹災証明書等がただちに発行されない場合等は、申立書の提出を求め、欠席証明書類として差し支えない。また、この場合、後日改めて罹災証明書等の提出を求める必要はない。

3 被災者であることの確認及び土地・建物要件について

要領 10081(1)被災者であることの確認(10082 に関することに限る。)及び要領 10082(2)土地・建物要件の弾力的運用については、災害救助法が適用された災害について、適用することとする。

(担当)

職業安定局総務課訓練受講支援室

訓練受講支援係 伊坂 齊藤